

判例研究

刑事判例研究 (1)

中央大学刑事判例研究会

自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所は、国家公務員法一〇九条一二号、一〇〇条一項にいう「秘密」に当たるとして、同法違反（秘密漏示）の罪の成立を認めた事例

阿 部 鋼

〔名古屋高等裁判所 平成二四年（う）第四四五号、国家公務員法違反被告事件、平成二五年三月一八日刑事第一部判決、控訴棄却（確定）。高等裁判所刑事裁判速報集（平二五）号一六一頁、TKC法律情報データベース文献番号二五〇六〇〇二〕

【事案の概要】

本件は、原判決の事実認定によれば、国土交通技官として、自動車の検査等に関する事務及びこれらに係る行政相談事務等に伴い、自動車の使用者の氏名及び住所の記録された自動車登録ファイルを照会する職務に従事していた被告人が、前後五回にわたり、知人に対し、原審相被告人に対し、職務上知ることのできた自動車登録ファイルに記録された五台の自動車の各使用者の氏名及び住所を電話で教示したという事案である。

原判決は、前記各行為に対し、国家公務員法一〇九条二二号、一〇〇条一項を適用して有罪とした。

〈参照条文〉**国家公務員法**

第一〇〇条 第一項 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてならない。

その職を退いた後といえども同様とする。

第一〇九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する。

第一二二号 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

【判決理由】（一部要旨）**控訴棄却。**

『弁護人の論旨は、要するに、自動車登録ファイルに記録されている事項は基本的な原則としており、同ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所は刑罰による威嚇をもって漏洩を禁止する必要のある国家機密ではないから、前記各行為に対し国家公務員法一〇九条二二号、一〇〇条一項を適用した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、

というのである。

そこで検討すると、自動車登録ファイルに記録されている事項については、何人も、国土交通大臣に対し、同事項を証明した書面の交付を請求することができるものと定められている（道路運送車両法二二条一項）。

しかし、国土交通大臣は、その請求をする者について、本人であることの確認を行うものとされ（同条四項）、その請求は、請求の事由のほか、原則として自動車登録番号及び車台番号を明らかにしてしなければならず（同条五項、自動車登録規則二六条一項）、国土交通大臣は、その請求が不当な目的によることが明らかなきときは又は前記書面の交付により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあることその他の請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができるとされている（道路運送車両法二二条六項）。

自動車の車台番号を知り得る者は、一般的に自動車の所有者や使用者、これらの者と取引関係にある者等に限定されると考えられ、自動車登録ファイルに記録されている事項は、原則として、こうした限定された者に対してのみ公示されるものであるから、いまだ広く一般の人に了知されていない非公知の事実といふべきである。

そして、自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所は、個人のプライバシーに属する事項であって、正当な範囲を超えては開示されないことに価値があるものであるから、論旨にいう国家機密であるかどうかにかかわらず、実質的にも秘密として保護するに値するといふべきである。

したがって、自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所は、国家公務員法一〇九条一二号、一〇〇条一項にいう秘密に当たり、かつ、被告人の前記各行為が実質的に違法性を欠くものでもないから、前記各行為に対し上記各条項を適用した原判決に、法令適用の誤りはない。』

【研究】

一 問題の所在

国家公務員法第一〇〇条第一項にいう「職務上知ることのできた秘密」には、国家秘密や行政秘密のほかに、私人の秘密も含まれている。本判決は、「自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所」が「職務上知ることのできた秘密」に該当するとしており、私人の秘密に関する判決といえる。最高裁判例は、「秘密」該当性について、いわゆる実質秘説に立つとされており、①事実の「非公知性」と、②「要保護性」の二つの要件の充足を求める。この点、私人の秘密について、佐伯仁志東京大学教授は「私人の営業秘密やプライバシーの保護が問題となる点で、要保護性の判断において、公開原則が問題となる国家秘密・行政秘密とは異なった考慮が必要になるであろう。」と指摘されている。⁽¹⁾ 本稿では、本判決の示した要保護性の判断について検討し、私人の秘密、すなわち、個人の秘密について、現時点における評者の整理を示す。なお、本件については、入手できる資料から判明する事実関係に限界があるため、その点を留意した研究となる。

二分 析

(二) 国家公務員の守秘義務違反の罪（秘密漏示）の概要

(I) 保護法益

本罪の保護法益については、一般的に、行政の円滑な機能と理解されているように思われる。⁽²⁾ すなわち、およそ民主主義の下における行政は国民に対して公開で行われることが基本的な原則であるが、行政がその目的を適正に達成

するためには、一定の秘密を厳正に守らなければならない場合がある。例えば、他国との外交交渉の際の訓令や報告の内容が外部に漏れるようなことがあれば、我が国の立場を著しく不利にしかねない。また、公共事業の入札予定価格や国家試験の問題の内容を事前に漏らすことがそれぞれの行政の遂行を阻害することは明らかである。よって、行政の適正な遂行のために、国家公務員に守秘義務が課されている。⁽³⁾そして、守秘義務違反に対しては刑罰をもって対応し、⁽⁴⁾行政の円滑な機能を確保しているのである。このような理解は、同法第一条一項が、「この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の執行に当り、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。」と定めていることにも合致する。なお、秘密を漏えいした者が現に公務員である場合には、刑事罰とは別に、懲戒処分の対象にもなる（法第八二条一項一号）。

（Ⅱ）「漏らしてならない」の意義

本罪において、「漏らす」とは、秘密である事実を一般に知らしめること、または知らしめるおそれのある行為をすることをいう。その漏らす方法については、文書であると口頭であるとを問わず、また、積極的な行為、すなわち作為であると漏えいの黙認、すなわち不作為であるとを問わない。さらに、秘密を漏らす対象は、不特定多数の人びとである場合はもちろん、特定の人を対象とした場合であっても、その者を通じて広く流布されるおそれがある以上、漏えいに該当することになる。⁽⁵⁾

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「情報公開法」という。）第五条は、行政機関の長は、行政文書の開示請求があつたときは、同条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないと定める。情報公開法は、守秘義務との関係について明示の規定は⁽⁷⁾おいていないが、行政文書が守秘義務の対象となる「秘密」であれば両者の関係が問題となる。この点、同条に基づき開示することは、本条にいう「漏らす」に該当せず、守秘義務違反とはならないと解するのが適當であるとされる。また、同条七条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上の理由による裁量的開示を行政機関の長に認めているところ、同条の規定に基づく開示の場合も同様に守秘義務違反とはならないと解されている。⁽⁸⁾

（Ⅲ）「職務上知ることのできた秘密」（第一項）の意義

第一項が漏らしてはならないこととしている秘密は、「職務上知ることのできた秘密」である。一方、第二項は「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。」としている。第二項がその発表について許可を要するとしている秘密は「職務上の秘密」である。第一項の秘密は、第二項の秘密よりも広い概念で、公務員が職務の執行に関連して知り得た秘密の全てをいい、公務員が担当している職務に直接関係する秘密、すなわち「職務上の秘密」のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に関連して知り得たものが含まれるとされる。例えば、徴税に携わる公務員が、その職務の遂行上たまたま知り得た納税者の家庭的事情などがこれに当たるとされる。⁽⁹⁾公務員が退職した後までも遵守しなければならない守秘義務は、両者を含む、広い概念の秘密であるとされる。

(二) 「秘密」の意義

(I) 国家公務員法第一〇〇条第一項にいう「秘密」の意義に関する見解の対立

本罪の「秘密」の意義に関しては、国家機関が適式に秘扱いの指定をしたものが「秘密」に当たるとする、形式秘説と、客観的・実質的に秘密として保護に値するものだけが「秘密」に当たるとする、実質秘説とが対立してきたとされている。⁽¹⁰⁾

この点、実質秘説は、国家機関が秘密として扱いたいと欲し、客観的にもその秘匿が合理的であると考えられ得る事項を秘密とし、したがって、これを侵害する行為を処罰の対象とすることになるので、その処罰の実質的利益、可罰性を備えることとなる反面、形式的に秘密が指定されるものでないため、秘密であるか否かは、裁判の結果を待たなければならず、その裁判の過程で秘密の実体が公開されることになって、秘密保護の要請と矛盾することとなるものの、実質秘は国家機関の指定を待たずして秘密であるから、指定のない事項についても、その侵害行為を処罰することができるので、処罰の範囲が広く、取締りの実益も期待できるといった長所・短所があると指摘される。一方、形式秘説、すなわち、指定秘説は、秘密指定により、秘密事項の範囲、種類、程度等が形式的に明示されて限定されるため、人権侵害を招く危険性が少ない反面、実質的に秘密でない事項まで秘密保護の対象とされ、実質的に可罰性を欠く事項が秘密とされる事態が生じたり、形式的・画一的指定が秘密の範囲を無限に拡張する危険性を含んだり、秘密の指定権者がその指定を恣意的に行った場合の危険性や、秘密指定の解除が適切に行われない場合には、保護の実益のない事項についてまで処罰される危険性など実質秘説とは対蹠的な長所・短所が考えられると指摘される。⁽¹¹⁾

(II) 国家公務員法第一〇〇条第一項にいう「秘密」の意義に関する最高裁判例

最高裁判所は、実質秘説を採用したとされている。すなわち、最高裁昭和三五年一月三〇日第二小法廷決定、刑集一四卷一三三―一七六頁(ラストポロフ事件)⁽¹²⁾、最高裁昭和五二年二月一九日第二小法廷決定、刑集三一巻七号一〇五三頁(徴税トラの巻事件)⁽¹³⁾を経て、最高裁昭和五三年五月三十一日第一小法廷決定、刑集三二巻三三―四七頁(外務省機密漏洩事件)⁽¹⁴⁾は、『国家公務員法一〇九条一―二号、一〇〇条一項にいう秘密とは、非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい(最高裁昭和四八年(あ)第二七一―六号同五二年一月一九日第二小法廷決定)、その判定は司法判断に服するものである。』を判示した。すなわち、漏示の対象となる「秘密」とは、①「非公知の事実」(非公知性)であつて、②「実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」(要保護性)というように理解できる。

(三) 本判決の分析

(I) 法律上の論点に対する本判決の判示

(ア) 本判決では、電話での教示という、漏示の対象となつた「秘密」は、自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所である。

そして、弁護人の論旨として、「自動車登録ファイルに記録されている事項は公開を基本的な原則としており、同ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所は刑罰による威嚇をもつて漏洩を禁止する必要のある国家機密ではない」と引用されている。このことからすれば、控訴趣意書の控訴の理由は、漏示の対象となる「秘密」について、

実質秘説に立つ、外務省機密漏洩事件最高裁決定の、①事実の非公知性、②要保護性という判示を前提に、それには該当しないという趣旨であつたものと推測できる。

よつて、本件控訴における法律上の論点は、自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所が、実質秘説のいう「秘密」に該当するといえるか、すなわち①非公知性と②要保護性の有無である。

(イ) この点、本判決は、まず、自動車登録ファイルに記録されている事項の性質について、「自動車登録ファイルに記録されている事項については、何人も、国土交通大臣に対し、同事項を証明した書面の交付を請求することができると定められている（道路運送車両法二二条一項）。しかし、国土交通大臣は、その請求をする者について、本人であることの確認を行うものとされ（同条四項）、その請求は、請求の事由のほか、原則として自動車登録番号及び車台番号を明らかにしてしなければならず（同条五項、自動車登録規則二六条一項）、国土交通大臣は、その請求が不当な目的によることが明らかなき又は上記書面の交付により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあることその他の請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる」とされている（道路運送車両法二二条六項）。」と判示する。

以下、検討する。

(i) 道路運送車両法は昭和二六年に制定されたところ、「道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整

備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。」とされる（第一条）。すなわち、現代社会では、大量の自動車が多く国民一般に使用されるに至り、社会生活に大きな影響を与える状況下にあるため、自動車それ自体が構造・装置等について安全なものであり、かつ適正に使用されることが求められている。そのため、道路運送車両法は、自動車の安全性を確保し、その適正な使用を期するため自動車の登録と検査の制度を設けるとともに、自動車の整備及び整備事業について規定している。そして、この自動車の登録と検査は、すべての自動車についてそれぞれを对象として、一台ごとに行われるものである。この登録と検査に伴い得られる情報は、このような個々の車両の把握という特徴から、自動車損害賠償責任保険契約の締結の確認や自動車税、自動車重量税の徴収に活用されるなど、自動車に関連する諸種の行政制度を運用していくうえで不可欠の機能をも果たしているとされる⁽¹⁵⁾。

かかる自動車の登録及び検査の業務は膨大かつ複雑なものであるところ、国土交通省では昭和四五年から自動車登録検査業務に電子情報処理システムを導入した。同システムは、全国の運輸支局及び自動車検査登録事務所等と国土交通省の自動車登録管理空間をオンライン・リアルタイムに結び、自動車の登録・検査記録を一元的に管理している⁽¹⁶⁾。そして、自動車の登録は、従来は「自動車登録原簿」に行うこととされていたが、昭和四四年の法改正によって、「自動車登録ファイル」に行うこととされた。

(ii) 自動車の登録制度は、私法的には自動車の取引の安全を確保するための第三者対抗力を付与することの必要性に基づく「民事登録」と呼ばれる性格と、その使用の実態等を把握する必要性に基づくところの「行政登録」と呼ばれる性格の二つを併せもつものである。すなわち、第四条により「自動車（略）は、自動車登録ファイルに登録を

受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない」とされ（登録の一般的効力）、行政面からは運行するすべての自動車について登録をする必要があるので、登録は自動車の運行要件とされる一方、第五条により「登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。」とされ（民事登録的効力）、自動車の所有権の公証が行われる⁽¹⁷⁾。

自動車登録ファイルへの自動車の新規登録にあたっては、第七条により、その所有者は、国土交通大臣に対し、「車名及び型式」（一号）、「車台番号（車台の型式についての表示を含む。）」（二号）、「原動機の型式」（三号）、「所有者の氏名又は名称及び住所」（四号）、「使用の本拠の位置」（五号）、「取得の原因」（六号）を記載した申請書を提出し、当該自動車の提示をすることが求められる。ここで、「車台番号」とは、「自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者」等（第二十九条第一項）、一定の範囲の者が一台一台の自動車に打刻した二連の番号をいう。異なる自動車に同一の車台番号が打刻されるのを防ぐため、車台番号を打刻する者に対し、打刻する番号、様式等について事前に国土交通大臣に届出をさせることとしており（第二十九条第二項）、車台番号によって自動車が最終的に特定される。なお、「車台の型式」は、自動車の型式と同様に、アルファベットとアラビア数字で表示される⁽¹⁸⁾。

新規登録は、自動車登録ファイルに「取得の原因」（六号）を除き、「第七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項及び新規登録の年月日を登録し、かつ、国土交通省令で定める基準により自動車登録番号を定め、これを自動車登録ファイルに登録することによって行う」（第九条）。「自動車登録番号」は、登録された自動車に一定の基準に従って付与することにより、個々の自動車を特定しようとするものである。したがって、車台番号が同一である自動車が存在しないのと同様に、自動車登録番号が同一である自動車もまた存在しない⁽¹⁹⁾。自動車登録番号は、行政的に自動車

を特定しようとするものであり、そのため、自動車の所有者は、当該番号を記載した自動車登録番号標（ナンバープレート）を各自動車に表示する（第二条、第十九条）。

（iii）他方、自動車の登録の民事的効果（所有権の得喪について第三者対抗要件）を具現化するため、何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（登録事項等証明書）の交付を請求することができる（第二条第一項）。ただし、証明書は、「現在証明書」（登録自動車の現状に関する記録を記載した書面）、「詳細証明書」（登録自動車为新規登録をされてから現在まで、又は新規登録されてから抹消登録されるまでの自動車登録ファイルの記録を全て記載した書面）、「一括証明書」（現在証明書の場合と同様に登録自動車の現状に関する記録を一定の両数にまとめて記載した書面）の三種類に分けられるところ、前二者が民事登録としての性格に由来し、「一括証明書」は行政登録としての性格に由来している。

このような情報の公開、提供については常に個人のプライバシー保護との関係が生じ、十分な配慮が必要となつてくると指摘されている。⁽²⁰⁾

平成一五年五月三〇日に「個人情報保護の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）が一部施行され、平成一七年四月一日から、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）とともに、全面的に施行されている。平成一八年の道路運送車両法の改正では、第二条には、国土交通大臣等が登録事項等証明書の請求する者について「本人であることの確認を行う」ことが（第四項）追加された。また、請求者が、登録事項等証明書の請求の事由を明らかにすることが求められ（第五条）、国土交通大臣は、請求が「不当な目的によ

ることが明らかなきとき」、又は「登録情報の提供により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあること」、その他「相当な理由があると認めるときは」、当該請求を拒むことができること（第六条）も追加された。さらに、自動車登録規則第二六条第一項では、登録事項等証明書「交付請求をする者の氏名及び住所」（第一号）に加えて、原則として、「交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号」を明らかにすることが求められる（第二号）。

(iv) 以上の制度設計からすれば、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項は、何人でもかかる情報を取得することを請求することができる状態にある一方で、請求者が実際に取得するためには、①請求者の本人性を前提に、②請求目的の非不当性、又は③取得情報の使用目的の不当性といった相当な理由がないことの判定を経る必要がある。

このことは、不動産登記法の登記記録に記録される事項（第三章）にも、不動産（土地又は建物）の権利について、「登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及び住所」が含まれるところ（第五九条第四号）、不動産登記法の登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面）については、何人も、登記官に対し、手数料を納付すれば交付を請求することができる（第二一九条第一項）とのみ規定されていることに比較し、制限的な手続的規制が予定されていることを示す。

(ウ) このような制度設計を前提に、本判決は、①非公知性について、「自動車の車台番号を知り得る者は、一般的に自動車の所有者や使用者、これらの者と取引関係にある者等に限定されると考えられ、自動車登録ファイルに記録

されている事項は、原則として、こうした限定された者に対してのみ公示されるものであるから、いまだ広く一般人に了知されていない非公知の事実というべきである。」と判示する。

この点、前述のとおり、自動車登録ファイルに記録されている事項について開示を請求するためには、原則として自動車登録番号及び車台番号を明らかにする必要がある、ナンバープレートによって明らかになる自動車登録番号に比較して、自動車に打刻された車台番号を知り得る者は、一般的に自動車の所有者や使用者、これらの者と取引関係にある者等に限定される。とすれば、自動車登録ファイルに記録されている事項について、たとえ何人でも開示を請求することができる状態にあっても、「原則として、こうした限定された者に対してのみ公示されるものであるから」、一般的に知られていない事実といえる。よって、①非公知性を充足するといえ、本判示は理解できる。

(エ) 次に、本判決は、②要保護性について、「自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所は、個人のプライバシーに属する事項であって、正当な範囲を超えては開示されないことに価値があるものであるから、論旨にいう国家機密であるかどうかにかかわらず、実質的にも秘密として保護するに値する」といべきである。」と判示する。この点、「国家機密であるかどうかにかかわらず、実質的にも秘密として保護するに値する」という結論からすれば、本判決は、要保護性の判断において、「自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所」は、①「個人のプライバシーに属する事項であって」、②「正当な範囲を超えては開示されないことに価値があるものであるから」と判示し、二段階の判断をしているものと評価できる。すなわち、①「個人のプライバシーに属する事項」該当性と、それが肯定された上での②「正当な範囲を超えては開示されないことに価値」の存在性であり、こ

ここでは、仮に「二段階の判断基準」とする。

(II) 以上の構成によって、本判決は、「自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所」の、①非公知性、②要保護性を肯定し、実質秘説のいう「秘密」に該当することを認めたものと考えられる。

なお、本判決は、「秘密」の該当性を前提に、「被告人の上記各行為が実質的に違法性を欠くものでもない」とも明示している。この点、「実質的違法性」とは、「実質的根拠から理解した違法性」⁽²¹⁾であり、「実質的違法性」の概念が、「明文の違法性阻却事由が存在しない場合においても、実質的な違法性阻却原理の適用により、違法性阻却を肯定」すること（超法規的違法性阻却事由）を可能にするとされていることからすれば、⁽²²⁾控訴趣意書の控訴の理由に、被告の漏示行為は「実質的違法性」を欠くものであるという論旨が展開されていたものと推測できるところ、本判決は、「実質的違法性」を肯定したものと見える。本稿では、本論点については指摘のみとする。

三 展 開

(一) 本判決の「二段階の判断基準」の不明点

前述のとおり、本判決は、実質秘説による②要保護性の判断において、「二段階の判断基準」を示したが、評者は得心が行かない。

すなわち、まず、かかる「二段階の判断基準」については、①「個人のプライバシーに属する事項」であることのみを理由に、②「正当な範囲を超えては開示されないことに価値がある」と評価したのか、①「個人のプライバシー

に属する事項」であることを前提に、その中でも、さらに②「正当な範囲を超えては開示されないことに価値がある」と評価したのか（上乘せ）、評者には判然としない。

また、そもそも、①「個人のプライバシーに属する事項」該当性については、「プライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、個人の価値観により、その範囲につき見解が分かれることが少なくない」と指摘されているところ、本判決が、プライバシー⁽²⁴⁾の概念をどのように捉え、どのような理由で、それを肯定したのか、判然としない。

さらに、②「正当な範囲を超えては開示されないことに価値」の存在性については、単に、「秘密」であるということの意義を言い換えた表現に過ぎないように思われ、そのような価値が付与される理由についての説明が不足しているように思われる。

以下では、かかる問題意識の下、本判決の事案について、評者の整理を示す。

(二) 自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所の情報としての性質と本判決の理解

(一) まず、本判決が、①「個人のプライバシーに属する事項」であるとすると、「自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所」の情報としての性質について検討する。

(Ⅱ) 本稿においては、ここまで、「秘密」概念の該当対象について、外務省機密漏洩事件が「非公知の事実」と表現していることに倣い、「事実」であることを前提にした表現を用いてきたつもりである。しかしながら、評者は、「事実」、すなわち「実際に起こった、または存する事柄⁽²⁵⁾」というよりも、「情報」、すなわち、「ある物事の事情について

の知らせ」や「それを通して何らかの知識が得られるようなもの」という表現を用いることが適切であるように考えている。⁽²⁷⁾ というのは、例えば、本件における「自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所」の教示を得れば、特定の個人を識別できる知識が得られるのであるから、「事実」というよりも「情報」と表現する方が適切と思われる。もちろん、「情報」には、「事実」を知らせる場合も包含されるのであるから、「事実」も「秘密」概念の該当対象となる。

このような理解は、平成二五年一月一三日に制定された「特定秘密の保護に関する法律」が「特定秘密である情報」(第三条第二項)という表現を用いることにも合致する。すなわち、同法は、一定の「情報」について、「特定秘密」として指定すると規定する(同条第一項)。この点、同法は、情報の「秘密」性の取得について、形式秘、すなわち、指定秘であることを前提にしているものの、「秘密」概念の該当対象を「情報」であると理解することについては、実質秘説の立場からでも同じように考えることができると思われる。

(Ⅲ) その上で、本件における「自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所」についてみると、特定の個人が識別される情報である以上、いわゆる「個人識別情報」である(以下、「本件個人識別情報」ともいう。⁽²⁸⁾)。そして、国土交通省の自動車登録ファイルに記録されたものである以上、行政機関個人情報保護法第二条第二項第一号の「個人情報」に該当すると思われる。

同法第七条においては、個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨を定めている。同法に規

定する個人情報、必ずしも国家公務員法第一〇〇条の秘密に該当するものではないため、同法第七条は、義務の対象範囲を拡大していることとなるとされている。また、同法第五条は、行政機関の職員又は職員であった者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する旨を定めている。ここでいう個人の秘密とは、国家公務員法第一〇〇条の秘密と同様、実質秘であると解されており、国家公務員法の秘密漏示罪との関係は観念的競合に当たり、刑が重い同法第五条により処断されることとなるとされている⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾。本件においては、個人情報ファイルを提供したわけではないこともあり、同法第五条違反の罪によって起訴されなかったものと思われる。

もっとも、仮に、「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したとき」には、本件個人情報情報は、同法第四条により、当該「行政機関の職員」が「一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金」に処せられるところの、「その業務に関して知り得た保有個人情報」と評価しうる。同法第五条違反の罪は、「秘密」（同法第五条参照）とまではいえない保有個人情報も提供、盗用の対象としているが、不正な利益を図る目的で提供、盗用することを要件としており、行為の悪質性が重大なものを含むので、国家公務員法の秘密漏示罪の「一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金」と同じ重さの刑が法定されており、両罪に該当する行為が一つの行為によって行われた場合には観念的競合（刑法第五十四条第一項前段）となる⁽³¹⁾。本件においては、同法第五条違反の罪によって起訴されてはいないようなので、何らかの構成要件該当事実が存在しなかったものと思われる。

その一方で、本件においては、行政機関個人情報保護法上の「個人情報」について、国家公務員法の秘密漏示罪における「秘密」該当性が肯定されたことになる⁽³²⁾。

この点、「個人識別情報」は、個人識別等を行うための単純な情報であり、それを第三者が察知することで個人の内面が他人の知りうる場所となり人格的自律が困難になるといった、いわゆる「固有情報」（思想、世界観、（精神）病歴、犯罪歴等）⁽³³⁾ではない。行政機関個人情報保護法は、これらのセンシティブな情報を「要配慮個人情報」（第二条第三項）として区別しているところ、このような性質を持たない「個人識別情報」が国家公務員法の秘密漏示罪における「秘密」に該当するというためには、一定の説明が必要であると思われる。

(Ⅳ) 以上のような問題意識の下に、本判決を読むと、本判決は、②「正当な範囲を超えては開示されないこと」に価値がある」という評価を加えることによって、本件個人情報为国家公務員の秘密漏示罪の「秘密」に該当するという価値判断を補強したようにも思われる。

このように考えると、本判決は、本件個人情報①「個人のプライバシーに属する事項」と評価し、そのような事項は、②「正当な範囲を超えては開示されないことに価値がある」という評価を示すことによって、国家公務員法の秘密漏示罪における「秘密」たりうる要保護性を備える」と判示しているようにも思われる。

しかしながら、前述したとおり、本判決が、プライバシーの概念をどのように捉え、どのような理由で、それを肯定したのかは判然としないため、結局のところ、本件個人情報为国家公務員法の秘密漏示罪における「秘密」たりうる要保護性を備える理由は明らかではない。

(三) プライヴァシーの概念・権利と国家公務員の秘密漏示罪の「秘密」の要保護性について

(一) プライヴァシーの概念・権利の生成の経過

評者も本件個人識別情報は、「個人のプライバシーに属する事項」であると考えるところ、以下では、評者が、ここでいうプライバシーの概念をどのように捉え、どのような理由で、それを肯定したのかを明らかにする。

そこで、我が国における、プライバシーの概念・権利の生成の経過について本稿において必要な範囲で簡略に示す。

(ア) 佐伯仁志東京大学教授によれば、日本においては、いわゆる「宴のあと」事件判決の後、プライバシーという概念は定着して行ったとされる。そして、昭和五六年四月一四日の最高裁判決において、伊藤正己裁判官によってプライバシーの保護への言及がなされた。この判決は、「中央労働委員会・京都地方裁判所に提出するため」というだけの理由に基づく弁護士会の照会に対して原告のすべての前科及び犯罪経歴を「漫然」と回答した区長の行為を、国家賠償法における公権力の違法な行使に当たるとしたものである。伊藤正己裁判官はその補足意見の中で、「他人に知られたくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであっても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されず、違法に他人のプライバシーを侵害することは不法行為を構成するものといわなければならない」と述べた。補足意見ではあるが、最高裁判所においても「プライバシー」が認知されたといえるであろうと指摘されている。³⁴

もつとも、プライバシー保護の内容は（プライバシーという言葉が定着しているにもかかわらず）充分明らかになっ

ているとはいえないとも指摘されている。⁽³⁵⁾

(イ) 前記補足意見を示した、伊藤正己裁判官は、一九六三年発行の「プライバシーの権利」において、「プライバシーの権利という新しい観念をアメリカ法を素材として分析」され、「アメリカでもなお理論的に成熟していない部分もあり、またアメリカの判例の立場にも批判の余地のあることも少なくない。」とし、「もちろん、我が国においては、判例のみあたらない領域だけに、わたくしの決定的な見解を出すにはいたっていないところが多い。結局は、われわれにおいても、多くの判例の累積を通じてこの近代的な権利の内容が明らかになっていくであろうと思われる。」と叙述されている。

(ウ) 佐藤幸治京都大学名誉教授は、一九九〇年発行の「憲法〈新版〉」において、プライバシーの権利を「幸福追求権」（憲法第二三条後段）の一部として比較的狭く捉えるとし、「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利として理解すべきものと思われる。」「プライバシーの権利は「情報プライバシー権」の意味に限定するのが妥当と解される」とされる。その上で、『公権力がその人の意思に反して接触を強要し、その人の道徳的自律の存在にかかわる情報（仮にこれを「プライバシー固有情報」と呼ぶ）を取得し、あるいは利用ないし対外的に開示することが原則的に禁止される。』、『この種の行為に対しては、憲法二二条二後段（通信の秘密の保障）・三五条（住居侵入・搜索・押収に対する保障）・三八条一項（供述不強要の保障）あるいは一九条（思想・良心の自由）や二二条（表現の自由）などによつ

ても保護されているところであるが、これらの条項が妥当しない場合に補充的に「三条のプライバシーの権利（その意味で「一般的プライバシー権」）が妥当することになる。」「公権力が、個人の道徳的自律の存在に直接かかわらない外的事項に関する個別的情報（仮にこれを「プライバシー外延情報」と呼ぶ）を、正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得・保有・利用しても、直ちにはプライバシーの権利の侵害とはいえない。」とし、プライバシーの権利は、「自己に関する情報をコントロールする権利」であるとされる。³⁶

今日において、自己情報コントロール権が憲法上保障されると理解することは、評者は、一般的に定着しているものと理解している。

佐藤幸治京都大学名誉教授は、自己情報コントロール権は、『その人についての情報の①取得収集、②保有および③利用・伝播、の各段階について問題となる。したがって、この権利の十分な実現のためには、法律により、政府諸機関がどのような個人情報システムを保有するかについて公表することを義務づけ、個人情報の主体に政府諸機関の保有する記録についての具体的アクセス権および訂正・削除要求権を付与する必要がある。昭和六三年に制定された「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（いわゆる「個人情報保護法」）（施行は平成元年）は、こうした要請に応えようとするものではあるが、その不十分さは否めない。』³⁷とも指摘されていた。

今日においては、行政機関個人情報保護法はもちろん、新しい個人情報保護法も施行されるに至っている。

(エ) そこで、評者の視点から、国家公務員法の秘密漏示罪における「秘密」に該当することを前提に、本件個人情報情報が「個人のプライバシーに属する事項」と評価されることについてみるに、この点を、前記の「自己に関する

情報をコントロールする権利」(憲法第一三条後段)に由来するプライバシーの概念と同義と評価することには躊躇がある。

それは、かかる観点からのプライバシーの概念・権利は、情報化社会の進展に伴い、個人に関する情報(個人情報)が行政機関によって集中的に管理されているという現代社会において承認されるようになった新しい人権だからである。⁽³⁸⁾かかる観点からのプライバシーの概念・権利は行政機関個人情報保護法の背景にあり、同法第五四条違反の罪において勘案すべきである。一方で、公権力が個人の秘密を正当な理由なく漏示してはならないという要請は、情報化社会の進展を待つまでもなく、個人の尊厳が尊重され、基本的人権が保障されるという、近代的な憲法が成立して以来、国家と国民との間の約束事とされてきたと思われる。かかる観点から、評者は、国家公務員法の秘密漏示罪における「秘密」についての要保護性において用いられるべきプライバシーの概念は、不合理な搜索・押収と一般命令状の禁止をその主たる狙いとする憲法三五条のプライバシー権に由来するものと理解すべきものと考えられる。

(II) 憲法三五条のプライバシー権について

(ア) 渥美東洋中央大学名誉教授は、憲法三五条について、以下のとおり示される。

すなわち、『憲法三五条は「住居、書類及び所持品」に対する実体的及び手続的要件の欠ける不当な侵入・搜索・押収を受けない個人(法人・組織を含む)の基本権を保障している。』、『このように憲法が特別に明示した「身体、住居、書類及び所持品」を不当な干渉から「安全保障」をされる「憲法上保護された領域」と呼ぶ。この「憲法上保護された領域」に政府が干渉するには、その干渉を正当とする実体要件と手続要件を具備しなければならない。実体要件の

何たるかは憲法三五条では「正当な理由の存在」「搜索場所の明示」および「押収対象物の明示」が挙げられている。』、『そのうえで、さらにその実要件の存在を確としたものにする手続要件としての令状要件を定めている。』、『現認性というのは、他人が或る者の行動や立居振舞をはつきりと目にするのでそれを見聞することが許される状態をいい』、『憲法上保護された領域では人は他人の干渉を受けないとの正当な期待をもっている」とされるが、現認性の状態ではこの期待はないことになり、『この両極の中間に、他人の干渉を受けないという期待はあるが、その程度の低い状況がある。憲法上保護された領域とそれに匹敵する状況にある場合に、人には「他人の干渉を受けない」《客観的期待》があるということができ、中間状況では、『主観的期待』があり、他方の極では、『期待が欠如』しているということができる。』とされる。⁽³⁹⁾

さらに、第三者に預託した物や資料・情報の入手活動の場合、「この場合には、自己の資料を自己の憲法上保護された領域かそれに匹敵する領域に保管している場合に他人の干渉を受けない、他人にその資料が開示されないとの期待と同質の期待を認めることはできない。」とされる。⁽⁴⁰⁾

そして、プライバシーの内容とは、「他人の干渉を受けない正当な期待」とされる。⁽⁴¹⁾

なお、評者が参照した他の文献によれば、憲法三五条はアメリカ合衆国憲法第四修正をその母法としており、⁽⁴²⁾ろ、アメリカ合衆国において、かかる期待は、端的に「プライバシーの期待」⁽⁴³⁾、「プライバシーの合理的期待」⁽⁴⁴⁾と表現されている。

また、アメリカ合衆国最高裁判所は、プライバシーの期待が縮減あるいは減少する場合があるとの判断も示してきているとされる。⁽⁴⁵⁾

さらに、第三者に預託した物や情報に関しては、プライバシーの合理的な期待が認められないとする法理は、第三者法理とされる。⁽⁴⁶⁾

(イ) そして、椎橋隆幸中央大学名誉教授は、憲法三五条について、以下のように示される。

すなわち、『憲法三五条は全ての個人に対してその「住居、書類および所持品」について、正当な理由なく搜索・押収を受けない権利を保障している。右にいう「住居、書類、所持品」は住居、書類、所持品そのものであり、それだけのだろうか。あるいはそれらの持つ財産的価値だけが保護されるのであろうか。そうではあるまい。そうだとすると、「住居」以外の場所、空間は保護されないことになってしまいがそれでは余りにも不当である。また、「書類、所持品」によっては財産的価値としては殆どない場合もあるが、それらが保護に値しないとはいえないだろう。むしろ、住居は単なる財産的価値や物理的なスペースを超えて、そこで個人個人が互いに交流を享受することの価値の重要性が認識されているし、また、書類、所持品もそれら自体の財産的価値だけではなく、そこに含まれている情報などの価値の重要性が認識されているのである。つまり、憲法三五条にいう「住居、書類、所持品」はそれらの場所・物（およびその財産的価値）のみならず、そこで享受できる精神的価値、そこに含まれている情報などの価値、つまり個人のプライバシーが憲法三五条によって保護されているのである。』とされる。⁽⁴⁷⁾

(ウ) これらの見解を咀嚼し、評者は、憲法三五条はプライバシー権として、何人に対しても、典型的には「侵入、搜索及び押収」という態様での国家権力の干渉に対する関係で、情報などの価値をも含めたものとしての「住居、書

類及び所持品」を「憲法上保護された領域」とし、その領域には、個人の「他人の干渉を受けないとの正当な期待」、つまり、「プライバシーの合理的期待」を保障する基本権であると理解する。

(Ⅲ) 憲法三五条のプライバシー権と国家公務員の秘密漏示罪の「秘密」についての要保護性

(ア) 国家公務員が個人の秘密について漏示する場合は、国家権力の「構成員」が、「秘密」という程度に要保護性が高い性質を持つ保有「情報」を、「漏示」という態様で、当該個人に干渉することである。よって、国家権力が「住居、書類及び所持品」に、「侵入、搜索及び押収」という態様で、当該個人に干渉するという憲法三五条の典型的な適用場面とは異なるものの、個人の「情報」について「漏示」という態様での干渉を受けないというプライバシーの合理的な期待を保護すべき場面として、憲法三五条の「法意」が及ぶと考える。

そのため、国家公務員の秘密漏示の対象となる、個人の「秘密」についての要保護性の判断においては、「プライバシーの合理的な期待」という概念を用いて解決すべきものと考ええる。

(イ) もっとも、渥美東洋中央大学名誉教授の前述のモデルを前提にした場合、国家公務員が職務上知り得た個人の秘密については、国家公務員が既に把握している点において、即座に、「憲法上保護された領域」にあり「他人の干渉を受けない」《客観的期待》があるとまではいえない性質のものとも思われる。かかる状態について、前述のモデルに位置づければ、他人の干渉を受けないという期待はあるが、その程度の低い中間状況《主観的期待》にあるともいえる。

まして、国家権力が「住居、書類及び所持品」に、「侵入、搜索及び押収」という態様で、当該個人に干渉するという憲法三五条の典型的な適用場面ではない以上、国家公務員の秘密漏示が即座に憲法違反の行為と評価されるとも思われぬ。

もつとも、国家公務員が職務上知り得た個人の情報について、現認されているために漏示されないという期待が全く欠如している状況《期待が欠如》にあるともいえない。というのは、当該情報を現認しているのは国家公務員であり、国家が管理しているとしても、当該個人が、それを公開されたり、第三者に漏示されないという期待を持つことは合理的と思われるからである。

さらに、個人の情報には、「質」がある。例えば、それを第三者が察知することで個人の内面が他人の知りうるどころとなり人格的自律が困難になるといった、いわゆる「固有情報」(思想、世界観、(精神) 病歴、犯罪歴等⁽⁴⁸⁾) について、仮に、国家公務員によって把握されるような事態が生じた場合には、それを漏示されないと当該個人が期待することは、「他人の干渉を受けない」《客観的期待》があると評価できる場合もありうるのではないかとも思われる。また、「固有情報」という評価をするか否かは別として、社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とするとし、社会保障・税番号(マイナンバー) 制度が導入され⁽⁴⁹⁾、かかる制度の対象となる情報の拡大が議論されており、国家が保有する個人の情報の範囲は今後、一層拡大するものと予測できる。

(ウ) なお、アメリカ合衆国最高裁判所は、政府の文書保管人がニクソンの大統領在任中の文書及びテープを点検す

ることの可否が問題となった事件で、一定の範囲でニクソンが「プライベートシーの正当な期待」を持つことを認め、当該判決では、ニクソンが公的人物として、「プライベートシーの減少した期待」しか持たないとしたとされている。⁽⁵⁰⁾かかる判決は、前記の整理の参考になると思われる。

(Ⅳ) 小 括

以上の観点からすれば、国家公務員の秘密漏示の対象となる、個人の秘密についての要保護性を、憲法三五条の保障に示されている「プライベートシーの合理的な期待」という概念を用いて解決する場合には、当該情報の性質「等」を考慮し、そこでの当該個人の期待の内容を評価しつつ、判断する必要があると考へる。

なお、前述のとおり、国家公務員法第一条一項は「国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障する」と同法の目的を定め、本罪の保護法益は行政の円滑な機能と理解されている。

そして、国家公務員のみならず、地方公務員が行う活動も含め、行政は、本件における自動車登録ファイルに記録されている事項のみならず、住民登録、年金、医療保険、教育、税務に代表されるように、膨大な個人の情報の収集と蓄積がなければ、その目的を達成できない。⁽⁵¹⁾また、それらの情報の中には、個人の秘密として、国家公務員法の秘密漏示罪における「秘密」に含まれる情報もある。

しかしながら、個人の秘密を秘密漏示罪の直接の保護法益とすることについては、秘密を守る義務の解除が所轄庁の長の許可によってなされることから、消極的に理解されているようである。⁽⁵²⁾

この点、「公務員もまた、職務上知り得た国民の秘密について守秘義務を負うのは、国家に対してよりむしろ国民

に対してではないのであろうか。」という指摘があり、評者はかかる指摘に賛成する。⁽⁵³⁾

ただし、国家公務員法の目的が「公務の民主的且つ能率的な運営」とされていることに鑑みて、個人の秘密については、行政の円滑な機能の背景において、その究極において、秘密漏示罪の保護法益と捉えるべきものと考えられる。⁽⁵⁴⁾

(四) 本件事案の整理

(一) 本件個人識別情報と最高裁平成一五年九月一二日判決の枠組み⁽⁵⁵⁾

(ア) 最後に、本件事案について、本件個人識別情報が「秘密」に該当するという本判決の価値判断を前提に、評者の整理を示す。

そこで、本件事案の情報の性質を考慮すると、単純な個人識別情報である。かかる情報の性質に着目した場合、当該個人は、どのような内容の「プライバシーの合理的な期待」を持つてあろうか。

(イ) この点で参考になるのが、本件個人識別情報と類似の単純な個人識別情報に関する、民事上のプライバシー侵害について、二段階の判断構造を示した最高裁平成一五年九月一二日第二小法廷判決(民集五七巻八号九七三頁。以下、「最高裁平成一五年判決」という。)である。

ここでは、講演会の主催者である私立大学(Y)が、同大学の学生の参加にあたっては、学内に置かれた名簿(本件名簿)に参加希望者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号を事前に一定期間内に記入させ、参加証の交付を受けることを必要とした。同大学は、警視庁等から万全の警備体制の要請を受け、警視庁から警備のため本件名簿等の提出

を求められ、大学として警備を警察に委ねることとして、学生の同意を得ることなく、本件名簿の写しを警視庁に提出した行為が、同大学の学生で、同講演会への参加申込者であった者(X)らのプライバシーを侵害する不法行為であると、民事上の損害賠償請求が提起された。最高裁は、プライバシーを侵害するとして不法行為を構成するとした。なお、本件は、「個人情報保護に関する法律」の成立前の事案である。

(一) 最高裁平成一五年判決は、まず、①「本件個人情報、Y大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、Y大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本講演会の参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えerことは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人(X)らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。」とし、次に、②「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人(X)らの本件個人情報を収集したY大学は、上告人(X)らの意思に基づかずみだりにこれを他者に開示することは許されないとすべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することにつ

いて上告人（X）らの同意を得る手続を執ることなく、上告人（X）らに無断で本件個人情報警察に開示した同大学の行為は、上告人（X）らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人（X）らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する」としている。

つまり、最高裁判成一五年判決は、まず、①学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号、さらには、本講演会の参加を申し込んだ学生である事実を、当該学生個人のプライバシーに係る情報として法的保護の対象とする（①個人のプライバシー該当性）。ここで、当該判決は、①個人のプライバシー該当性の判断において、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考ええる期待の有無を基準としている。

次に、当該判決は、②当該学生個人のプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要があると評価し、かかる情報を開示することについて、当該学生個人の同意を得る手続を執ることなく、無断で警察に開示した同大学の行為は、当該学生個人が任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人（X）らのプライバシーを侵害する（②開示行為の違法性）。ここで、当該判決は、②開示行為がプライバシー侵害として違法であるか否かの判断において、プライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るか否かを基準としている。

（ii）以上からすれば、当該判決は、民事上のプライバシー侵害について、①個人のプライバシー該当性の判断における「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考ええる期待」と、②開示行為の違法性

の判断における「プライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待」という二種類の「期待」概念を用いて二段階の判断構造を示したものといえる。

(Ⅱ) 最高裁判平成一五年九月二二日判決の枠組みによる本件事案の分析

最高裁判平成一五年判決は、大学という社会的権力による漏示行為が私法上の不法行為を構成するとしたものであり、そこでの「プライバシー」概念は、私法上の不法行為における被侵害利益（保護法益）として用いられており、国家公務員による刑事法上の「秘密」の漏示行為について、前述の憲法三五条の「プライバシー」概念を用いる場合とは区別する必要がある。

しかしながら、最高裁判平成一五年判決の二種類の「期待」概念は、本件事案における「プライバシー」の合理的な期待」の内容を検討するにあたり、参考になる。

そこで、差し当たって、最高裁判平成一五年判決の枠組みを参考にして、本件事案を分析することを試みる。

(ア) まず、国家公務員の秘密漏示の対象となる、個人の情報は、「自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所」である。

かかる情報の質は、当該自動車登録番号及び車台番号の自動車を使用しているという情報をも含めても、最高裁判平成一五年判決の対象となった情報に近く、「個人識別等を行うための単純な情報」と評価できる。もともと、かかる情報でも、最高裁判平成一五年判決が示すとおり、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない

いと考えることは自然なこと」である。なぜならば、「氏名及び住所」が自己の欲しない他者に把握されることによつて、当該個人の生命・身体・名誉・信用・財産などにリスクが発生しうるのであり、不用意な漏洩によつて日常生活上の不安・不快等のみだりに抱いてしまうからである。⁽⁵⁶⁾ そうであれば、当該個人は、「自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」という期待を持ち、かかる期待は、「社会の意識あるいは社会規範によつて基礎づけられて」おり、⁽⁵⁷⁾ 「プライバシーの合理的な期待」として保護されるべきものである。

(イ) そして、かかる個人の情報は、前記リスクの発生という点で最高裁平成一五年判決の場合のように、「取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるもの」と評価できるため、「慎重に取り扱われる必要がある」。そのようなこともあり、前述のような道路運送車両法所定の経路を経ることによつて、他人に公開されるという性質を持つ。このことからすれば、当該個人は、かかる手続を経ることなく、他人には開示されないという期待を持つと思われる。かかる「情報の適切な管理」についての期待も、「社会の意識あるいは社会規範によつて基礎づけられて」おり、「プライバシーの合理的な期待」として保護されるべきである。

(ウ) 以上のことから、評者は、ここでのプライバシー概念を「他人の干渉を受けない正当な期待」と捉え、「プライバシーの合理的期待」が認められる場合にかかる意味でのプライバシーが認められると考えた。そして、「自動車登録ファイルに記録された自動車の使用者の氏名及び住所」という本件個人識別情報には、当該個人において「自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」という「プライバシーの合理的期待」及び「情報の適切

「な管理」についての「プライバシーの合理的期待」があり、これらは「漏示」という態様での干渉を受けない「プライバシーの合理的期待」と評価しうる。そのため、かかる情報は憲法三五条の「法意」によって保護される「個人のプライバシーに属する事項」に該当すると考えた。よって、かかる情報は、国家公務員の秘密漏示の対象となる「秘密」としての要保護性があると考ええる。

四 結びにかえて

本判決は、高等裁判所によるものである。現行刑事訴訟法による控訴裁判所としての高等裁判所の判例の違反は、「最高裁判所の判例がない場合に」、原審が判例と同性質の事実に対して判例と矛盾する法令の解釈適用をした場合、当事者の権利としての上告理由（裁判所の実体裁判を義務づけるもの）となる。⁽³⁸⁾

これから個人の情報について、国家による保有範囲・量が増大していくことは必至である以上、国家公務員の秘密漏示の対象となる「秘密」との関係においても、その対象となる要保護性の判断についての検討を進めていく必要があると考える。

- (1) 佐伯仁志「公務員の守秘義務」行政判例百選Ⅰ（第六版）九六頁。
- (2) 佐伯仁志「秘密の保護」阿部純二ほか編『刑法基本講座（六）』法学書院 一九九三年 一四五頁。
- (3) 森園幸男・吉田耕三・尾西雅博編著「逐条国家公務員法（全訂版）」二〇一五年 八七四頁以下。
- (4) 森園・吉田・尾西 前掲「逐条国家公務員法（全訂版）」一二〇一頁以下。
- (5) 森園・吉田・尾西 前掲「逐条国家公務員法（全訂版）」八八〇頁。

- (6) 「行政文書」(法二条二項)は、何であれ記録されていない情報は対象外とされる。藤原静雄・七條浩二「条文解説 公文書管理法」有斐閣 二〇一三年 一九頁。
- (7) 宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説(第七版)」有斐閣 二〇一六年 六九頁。
- (8) 森園・吉田・尾西 前掲「逐条国家公務員法(全訂版)」八八二頁。
- (9) 森園・吉田・尾西 前掲「逐条国家公務員法(全訂版)」八七六頁。
- (10) 佐伯・前掲「公務員の守秘義務」九六頁。
- (11) 書上由紀夫「国家公務員法一〇〇条一項にいう「秘密」の意義」法律のひろば 第三二巻第四号 五一頁。
- (12) 寺尾正二「最高裁判所判例解説」(刑事篇) 昭和三五年四一〇頁以下。
- (13) 反町宏「最高裁判所判例解説」(刑事篇) 昭和五二年度三〇九頁以下。本件決定の評釈あるいは関連資料として、伊藤栄樹「国家公務員法第一〇〇条第一項にいう「秘密」の意義」警察学論集三二巻二号一五〇頁、村井敏邦「国家公務員法一〇〇条第一項にいう「秘密」の意義」警察研究 第五一卷一一号 四七頁以下、石村善治「職務上の秘密の意義」公務員判例百選一三八頁、田中館照橋「推計課税(3)」租税判例百選(第三版)一六四頁、中山研一「国家公務員法一〇〇条一項にいう「秘密」の意義」判例タイムズ No.三六一 一〇九頁、畠山武道「国家公務員法一〇〇条一項にいう「秘密」の意義」昭和五二年度重要判例解説(別冊ジュリスト)四九頁、玉国文敏「推計課税(3)」租税判例百選(第二版)一六四頁、判例時報 二二三号 六頁、木村喬行「国家公務員法第一〇〇条第一項にいう「秘密」の意義等について」警察学論集第一三巻第八号 一頁以下。
- (14) 堀籠幸男「最高裁判所判例解説」(刑事篇) 昭和五三年度一五一頁以下。本件決定の評釈あるいは関連資料として、伊藤栄樹「国家公務員法第一一条にいう「そのかし」の意義、同法第一〇〇条第一項にいう「秘密」の意義」警察学論集二九巻九号二一五頁、永井敏雄「国家秘密に対する取材活動とそのかし罪の成否」法律のひろば三一巻八号三六頁、上田勝美「国民の知る権利と国家秘密」判例時報七三四号 一二六頁、庭山英雄「刑事訴訟における「秘密」の認定」判例時報七三四号 一三二頁、斉藤豊治「国家秘密の刑法的保護と秘密性の立証」刑法雑誌 第二〇巻第二号一七五頁、石山陽「外務省秘密漏えい事件控訴審判決について」警察学論集第二九巻第九号二二七頁、齊藤愛「国家秘密と取材の自由」憲法判例百選Ⅰ(第五版)一六六頁。

- (15) 国土交通省自動車交通局技術安全部監修「改訂版 道路運送車両法解説書」二〇〇四年 三頁以下。
- (16) 国土交通省自動車交通局技術安全部監修・前掲 二四頁。
- (17) 国土交通省自動車交通局技術安全部監修・前掲 七六頁以下。
- (18) 国土交通省自動車交通局技術安全部監修・前掲 八五頁。
- (19) 国土交通省自動車交通局技術安全部監修・前掲 九一頁。
- (20) 国土交通省自動車交通局技術安全部監修・前掲 一三一頁以下。
- (21) 山口厚「刑法総論(第二版)」有斐閣 二〇〇七年 一〇〇頁。
- (22) 山口・前掲 一七一頁。
- (23) 宇賀・前掲「新・情報公開法の逐条解説(第七版)」七二頁。
- (24) 相当数の文献において、「プライバシー」について、「プライバシー」と表記する場合がある。本稿においては、引用部分については、引用の対象となる文献の表記を用い、評者の個人的な見解を示す場合には、「プライバシー」という表記を用いた。
- (25) 岩波国語辞典(第六版)二〇〇〇年。
- (26) 同右。
- (27) 田中優企「弁護人が被告人の委託を受けて保管している同人の犯行状況を撮影録画したデジタルビデオカセットについて、刑事訴訟法一〇五条の「他人の秘密に関するもの」に当たらないとされた事例」刑事法ジャーナル No.四八(二〇一六) 一二九頁。本件における弁護人らの特別抗告における「秘密」の定義に関する主張として類似の理解が示されている。なお、本決定の評釈として、山田峻悠「弁護士である弁護人が被告人の委託を受けて保管している同人の犯行状況とされるものを撮影録画したデジタルビデオカセットについて、刑事訴訟法一〇五条の「他人の秘密に関するもの」に当たらないとされた事例」法学新報 第一二三巻第三・四号 一二九頁以下。
- (28) 松井茂記「情報公開制度と個人情報」竹田稔・堀部政男編『新・裁判実務大系 9名譽・プライバシー保護関係訴訟法』青林書院 二〇〇一年 四二六頁。
- (29) 森園・吉田・尾西 前掲「逐条国家公務員法(全訂版)」八八三頁。

- (30) 宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説（第五版）」有斐閣 二〇一六年 六五一頁。
- (31) 宇賀・前掲「個人情報保護法の逐条解説（第五版）」有斐閣 六五四頁。
- (32) 地方公務員の秘密漏示罪の裁判例として、車両の使用者の氏名、住所に関し名古屋地方裁判所平成二七年四月二三日判決、住所、犯歴等に関し東京地方裁判所平成一三年二月二七日判決がある。
- (33) 棟居快行「講演会参加者リストの提出とプライバシー侵害」憲法判例百選Ⅰ（第五版）四七頁。
- (34) 佐伯仁志「プライバシーと名誉の保護——主に刑法的観点から」法学協会雑誌 第一〇一卷 第七号、第八号、第九号、第一一〇号。引用は第七号九八三頁以下。
- (35) 佐伯・前掲「プライバシーと名誉の保護——主に刑法的観点から」。引用は第七号九八七頁。
- (36) 佐藤幸治「憲法（新版）」青林書院 一九九〇年 四〇八頁以下。
- (37) 佐藤・前掲 四一〇頁。
- (38) 岩部信喜「憲法（新版）」岩波書店 一九九七年 一一六頁以下。
- (39) 渥美東洋「刑事訴訟法（新版）」有斐閣 一九九〇年 六四頁以下。
- (40) 渥美・前掲 七一頁以下。
- (41) 渥美・前掲 八一頁。
- (42) 椎橋隆幸編「はじめに学ぶ刑事訴訟法」三嶺書房 一九九三年 五三頁、川澄真樹「組織犯罪・テロに対する刑事訴訟目的での通信傍受」中央大学大学院研究年報 第四五号 法学研究科篇、同「薬物戦争・テロ戦争と第四修正」中央大学大学院研究年報 第四六号 法学研究科篇、伊藤徳子「逮捕に伴う無令状捜索・押収」中央大学大学院研究年報 第四六号 法学研究科篇。
- (43) 清水真「『プライバシー』の期待」についての考察」川端博先生古稀記念論文集（下巻）成文堂 二〇一四年 五七九頁以下。
- (44) 柳川重規「『プライバシー』の合理的期待」という概念についての一考察」椎橋隆幸先生古稀記念「新時代の刑事法学」信山社 二〇一六年 一三六頁。
- (45) 柳川・前掲 一三七頁。

- (46) 柳川重規「逮捕に伴う搜索・押収の法理と携帯電話内データの搜索」法学新報第一二二巻第一一・一二号 五四四頁、五五三頁。
- (47) 椎橋隆幸「電話傍受の適法性について」渥美東洋編「組織・企業犯罪を考える」日本比較法研究所研究叢書(四二) 中央大学出版部 一九九八年 二九二頁。
- (48) 棟居・前掲 四六頁以下。
- (49) 税務署「平成二八年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」
- (50) 佐伯・前掲「プライバシーと名誉の保護——主に刑法的観点から」。引用は第九号一四三八頁以下。
- (51) 橋本勇著「新版 逐条地方公務員法(第三次改訂版)」二〇一四年 六五二頁。
- (52) 同右 六五三頁。地方公務員法第三四条第一項の「秘密」について。
- (53) 佐伯・前掲「秘密の保護」一四五頁。
- (54) 財物罪の保護法益についての理解を参考とした。大谷實「刑法講義 各論(第四版)」成文堂 一九九四年 一七九頁。
- (55) 杉原則彦「最高裁判所判例解説民事篇」平成一五年度(下)(七月〜十二月分) 四七八頁以下。
- (56) 棟居・前掲 四七頁。
- (57) 柳川・前掲「『プライバシー』の合理的期待」という概念についての一考察 一四三頁。
- (58) 藤木英雄・土本武司・松本時夫「刑事訴訟法入門(第三版)」有斐閣双書 二〇〇〇年 三七一頁以下。

(本学法科大学院客員講師・弁護士)